

平成31年度 学校いじめ防止基本方針

米沢市立三沢東部小学校

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1)すべての児童が安心して楽しく学校生活を送り、授業や諸活動に取り組むことができるようしていじめの未然防止を図る。
- (2)いじめの早期発見に取り組む。
- (3)いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに対応し解決する。

2 いじめの定義と態様

(1)いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

- ・悪口
- ・落書き
- ・物壊し
- ・物隠し
- ・無視
- ・陰口
- ・命令
- ・脅し
- ・メール等での誹謗中傷
- ・噂流し
- ・からかい
- ・仲間はずれ
- ・暴力
- ・嫌がらせ
- ・たかり
- ・使い走り 等

3 いじめ対策委員会

いじめの未然防止と早期発見に向けて「いじめ対策委員会」を設置する。

(1)構成員は、校長・教頭・生徒指導部長・教育相談委員長・養護教諭とする。

(2)いじめの未然防止と早期発見に向けて、次のことを行う。

①学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成

②いじめの相談、通報の窓口

ア.児童からの窓口：教育相談委員長

イ.先生からの窓口：生徒指導部長

ウ.保護者からの窓口：担任・教頭

③いじめの疑いに関する情報収集と記録、共有

④早期発見の取組

ア.アンケート実施、集約、結果報告

イ.子どもと語る週間の内容の集約

ウ.子どもを語る会の実施

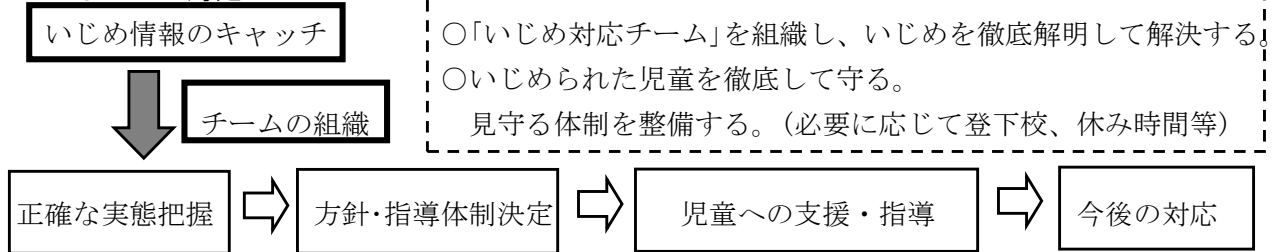
4 いじめの未然防止のために

- (1)一人一人を大切にしたいわかる授業づくり
- (2)多様な人とのかかわりづくり
- (3)道徳教育と体験活動等の充実
- (4)保護者並びに地域や地域の関係機関と連携した児童の健全育成

5 いじめの早期発見のために

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識
- (2) 全職員が日常的に「2-(2)態様」を共通の視点として持ち、児童のささいな変化に気づく
- (3) 「児童を語る会」等で児童についての情報交換と情報共有
- (4) 年2回の「ふれあい週間」や日常的なかかわりの中での児童理解
- (5) 年2回の「心のアンケート」と「学校生活アンケート」の実施
- (6) 年2回のアンケート以外にもミニアンケートを短いスパンでとり、早期発見に努める
- (7) 早い段階から複数教職員でのかかわりで事実関係を確認して積極的にいじめを認知

6 いじめへの対処



7 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは、次の場合をいう。(いじめ防止対策推進法 第28条)
 - ① いじめにより在籍児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- (2) 重大事態が発生した場合、次のことを行う。
 - ① 「いじめ対応チーム」の設置と事実関係の調査
速やかに「いじめ対応チーム」を組織して、質問票の使用その他の適切な方法により、当該大事件にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ② 被害児童とその保護者への事実関係等の情報提供
調査によってわかった事実関係等の必要な情報を、いじめを受けた児童とその保護者に適切に提供する。
 - ③ 教育委員会への報告
重大事態が発生した旨を、教育委員会に報告する。